滋賀県蒲生郡日野町大字平子
字土谷　三六番三　一号
三五番　二号
三四番一　三号から九号まで
字奥ノ草山　一番六二　四十七号
滋賀県蒲生郡日野町大字熊野
字向山　一三二番七　十号から十四号まで
一二五番　十五号から十九号まで
一三二番　二十号
一一九番　二十九号及び三十一号から三十四号まで
一一九番一　三十号
一二〇番一　三十五号から四十号まで
一二一番　四十一号から四十三号まで
一二二番　四十四号から四十六号まで及び四十八号から五十号まで
一二三番　五十一号
字奥ノ草山　一二四番一　二十一号から二十八号まで

○国土交通省告示第八百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

森ヶ原北川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県岩国市御庄
字久津神　一〇九番一　一号から六号まで

○国土交通省告示第八百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

㈠　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県三好市山城町政友
字大人　四一番二　一号
三〇番　二号
二二番　三号から六号まで
二九番　七号
四一番一　八号

㈡　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

飛行谷

㈢　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県阿波市土成町土成
字山ノ本　五〇番　一号、二号、四号及び五号
四二番　三号
五一番　十二号
字鈴川　四〇番一　六号及び七号
四〇番二　八号
三九番一　九号から十一号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の飛行谷の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域（昭和三十八年建設省告示第二百七十七号で指定した土地の区域を除く。）

徳島県阿波市土成町土成
字山ノ本　五〇番　一号
五一番　二号
字落合　一四五番一　三号
一四四番一　四号

○国土交通省告示第八百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した土地の指定を解除する。

平成二十九年九月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

溝上谷

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十二年建設省告示第九百九十八号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号までを結んだ線までの区間の溝上谷の川の中心から左右各岸三十メートルまでの土地の区域

岐阜県高山市久々野町無数河
字溝上　四〇一八番三　一号及び三号
四〇一八番二　二号
四〇一八番一　四号

○国土交通省告示第八百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十九年九月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山腹

二　砂防法第二条の土地の表示

明治四十三年内務省告示第六十一号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を明治四十三年内務省告示第六十一号で指定した同芥見村芥見南山に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県岐阜市芥見南山
三丁目　二一二番　一号
一二番六　二号
一二番七　三号
六〇五四番一　四号及び五号
六〇五三番一　六号
六〇三四番一　七号

○国土交通省告示第八百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

政友谷

㈠　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県三好市山城町政友
字大人　四一番二　一号
三〇番　二号
二二番　三号から六号まで
二九番　七号
四一番一　八号

㈡　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

飛行谷

㈢　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

徳島県阿波市土成町土成
字山ノ本　五〇番　一号、二号、四号及び五号
四二番　三号
五一番　十二号
字鈴川　四〇番一　六号及び七号
四〇番二　八号
三九番一　九号から十一号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の飛行谷の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域（昭和三十八年建設省告示第二百七十七号で指定した土地の区域を除く。）

徳島県阿波市土成町土成
字山ノ本　五〇番　一号
五一番　二号
字落合　一四五番一　三号
一四四番一　四号

○国土交通省告示第八百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した土地の指定を解除する。

平成二十九年九月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

溝上谷

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十二年建設省告示第九百九十八号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号までを結んだ線までの区間の溝上谷の川の中心から左右各岸三十メートルまでの土地の区域

岐阜県高山市久々野町無数河
字溝上　四〇一八番三　一号及び三号
四〇一八番二　二号
四〇一八番一　四号

○国土交通省告示第八百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十九年九月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山腹

○近畿地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日

近畿地方整備局長　池田　豊人

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
尼崎市東本町一丁目七一番四から神戸市灘区岩屋南町三番まで	前	五〇・〇〇～五〇・〇〇	一四四・〇〇メートル
	後	二〇・一五～二〇・一五	一四四・〇〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十三号	尼崎市東本町一丁目七一番四から神戸市灘区岩屋南町三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月二十六日

○近畿地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	福井県大飯郡高浜町関屋六八字三反田一番二から同町関屋七八字平野三七番二まで	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月二十六日